

第3回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 8月26日 (水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 2号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 5 | 報告第 3号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 6 | 議案第 9号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 7 | 議案第 10号 現況証明願について | 6件 |
| 第 8 | 議案第 11号 農業振興地域整備計画の変更について | 4件 |
| 第 9 | 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請について | 4件 |
| 第11 | 議案第 14号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第12 | 議案第 15号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 22件 |
| 第13 | 議案第 16号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | |

○出席委員 (16名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員 (2名)

■番 ■■■■■ 君 ■番 ■■■■■ 君

○欠席委員 (0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主 事 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第3回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席なしであります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・高橋君 4番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第3回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第2号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第2号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第2号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、高橋委員、澁谷委員、平間委員。

報告年月日、令和元年5月17日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字オソツベツ106-1。

現況地目、畑。

面積、44,201㎡外2筆、合計面積104,415㎡。

価格、5,210,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ594-2。

現況地目、畑。

面積、26,238㎡外2筆、合計面積77,422㎡。

価格、3,249,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXさん。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ594-4。

現況地目、畑。

面積、15,509㎡外4筆、合計面積62,626㎡。

価格、2,609,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXさん。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ791-2。

現況地目、畑。

面積、19,000㎡外1筆、合計面積は59,144㎡。

価格、2,182,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXさん。

合計13筆、合計面積303,607㎡

番号1につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

報告第2号、番号1について報告致します。

令和元年5月13日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月15日に高橋委員、澁谷委員、平間委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和元年5月17日にXXXXXXXXXXにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたのでそのようになりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、平間委員。

あっせん委員、高松委員、澁谷委員、高橋委員。

報告年月日、令和2年5月11日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字クチョロ原野北19線40-1。

現況地目、畑。

面積、16,266㎡外4筆、合計面積は156,638㎡。

価格、3,012,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金。

続きまして、土地の所在、字クチョロ原野北16線西17。

現況地目、畑。

面積、49,289㎡外5筆、合計面積は206,808㎡。

価格は、4,439,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

合計11筆、合計面積363,446㎡。

番号2につきましては、あっせん委員であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

報告第2号、番号2について報告致します。

令和2年4月16日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月30日に高松委員、平間委員、高橋委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された平間委員よりXXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年5月11日にXXXXXXXXXXにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整

したところ、[]さん、[]さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になってお

りますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、高橋委員、大泉委員。

報告年月日、平成29年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線92-2。

現況地目、畑。

面積、34,144㎡外1筆、合計面積は57,194㎡。

価格、554,000円。

譲受人氏名、[]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号3につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

報告第2号、番号3について報告致します。

平成29年4月21日に、あっせん委員の指名があり、平成29年4月26日に高橋委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より[]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成29年5月8日に[]において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、

■■■■■さんに決定しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

（■■■■■君復席）

以上をもって、報告第2号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎報告第3号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第3号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第3号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、■■■■■、■■■■■さん。

転用者、■■■■■、■■■■■さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東14-9の内。

登記簿、牧場、現況、畑。

面積、6.50㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、電気通信基地局設備の設置。

転用計画内容、期間永久となっております。

なお、この案件につきましては携帯電話の通信設備で、農地法施行規則第53条14号により、農地転用の許可が不要となっております。

番号1につきましては、現地調査をしていただいた甲斐委員より、ご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

報告第3号、番号1について報告致します。

令和2年8月17日に、小野寺委員、佐瀬委員、津野委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから12ページをご覧ください。

申請者は[]が貸主の[]さんの土地に、電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、先ほど事務局より説明のありました通り、この案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにに現地調査にあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第3号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第9号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第9号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第9号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

賃貸人、[]、[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字多和20-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,348㎡外7筆、合計面積151,580㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年5月29日。

契約期間、平成30年5月29日から令和5年5月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年6月29日。

土地の引渡し時期、令和2年6月29日となっております。

番号1につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第9号、番号1について報告致します。

8月20日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、■■■■さん、賃借人、■■■■さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

賃貸人、■■■■、■■■■さん。

賃借人、■■■■、■■■■さん。

土地の表示、字オソツベツ629。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,450㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年3月27日。

契約期間、平成30年3月27日から令和5年3月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年8月12日。

土地の引渡し時期、令和2年8月12日となっております。

なお、番号2につきましては渡邊委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

議案第9号、番号2について報告致します。

8月14日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、[]さんと、賃借人、[]さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細については、事務局説明のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

賃貸人、[]、[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字中オソツベツ1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、3,352㎡外4筆、合計面積79,953㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年4月27日。

契約期間、平成30年4月27日から令和7年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年8月13日。

土地の引渡し時期、令和2年8月13日となっております。

番号3につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第9号、番号3について報告致します。

8月19日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、XXXXXXXXXXさんと、賃借人、XXXXXXXXXXさんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については、原案可決されました。

以上をもって、議案9号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第10号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第10号、現況証明願について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第10号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり6件であります。

番号1。

土地の所在、字オソツベツ563-4。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、18㎡外2筆、合計面積は1,355㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

調査委員は、高松委員、澁谷委員、高橋委員、平間委員。

調査年月日は、令和2年5月11日となっております。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第10号、番号1について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で令和2年5月11日に澁谷委員、高橋委員、平間委員、事務局より小幡係長、大河原主事と現地調査をしております。

配布資料の13ページから14ページをご覧ください。

当該地は、原野となっております、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字上オソツベツ原野7線西5-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、6,051㎡外2筆、合計面積は20,598㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、未利用地。

所有者名、 さん。

申請者名、 さん。

調査委員は、高橋委員、高松委員、高原委員、平間委員。

調査年月日、平成30年10月25日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋。

議案第10号、番号2について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で平成30年10月25日に高松委員、高原委員、平間委員、事務局より相撲局長、湊谷主事と現地を確認しておりました。

配布資料の15ページから16ページをご覧ください。

当該地は、未利用地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

土地の所在、字奥熊牛原野基線3-17。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、435㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、渡邊委員、嶋中委員、熊谷委員、大泉委員。

調査年月日は、令和2年4月24日。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

議案第10号、番号3について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で令和2年4月24日に嶋中委員、熊谷委員、大泉委員と私と事務局より、小幡係長、大河原主事と現地確認しておりました。

配布資料の17ページから18ページをご覧ください。

当該地は、原野となっており、隣接農地とははっきりと区分けされておりました。
以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。
以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

土地の所在、字中オソツベツ10-3。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、27,656㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査年月日、令和2年8月13日。

なお、調査結果につきましては、高松委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第10号、番号4について報告致します。

8月6日付けで調査依頼がありまして、8月13日に舟山委員、高橋委員、澁谷委員と事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

配布資料の19ページから20ページをご覧くださいと思います。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とははっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号5。

土地の所在、字虹別原野64線162-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、19,279㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査年月日は、令和2年8月14日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第10号、番号5について報告致します。

8月7日付けで調査依頼がありまして、8月14日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事と現地調査をまいりました。

配布資料の21ページから22ページをご覧いただきたいと思います。

当該地の現状は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号5について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

土地の所在、字虹別原野560-13。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,889㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、宅地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員。

調査年月日、令和2年8月14日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第10号、番号6について報告致します。

8月7日付で調査依頼がありまして、8月14日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事と現地調査をまいりました。

配布資料の23ページから24ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号6について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第10号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第11号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第11号、農業振興地域整備計画の変更について、内容4

件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第11号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり4件であります。

番号1。

区分、除外。

地番、字上チャンベツ原野東3線東14番地9。

現況地目、雑種地。

面積、14,295㎡の内6,50㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。

事業開始、8月1日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性は、通信用アンテナを設置するものであります。

土地選定の理由は、当該地は物理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外に代替地も無く、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第11号、番号1について報告を致します。

8月11日に事務局より調査の依頼があり、8月17日に小野寺委員、佐瀬委員、津野委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから12ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが通信用アンテナを設置するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、宇虹別原野60線149番地1。

現況地目、畑。

面積、53,504㎡の内2,909.83㎡。

事業計画の名称、スタック・バンカーサイロ整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スタック975㎡、バンカーサイロ324.85㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第11号、番号2について報告を致します。

8月7日に事務局より調査の依頼があり、8月14日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の25ページから27ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営むXXXXXXXXXXさんがXXXXXXXXXXさんの所有地に、農業用施設を整備するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては、妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野58番地。

現況地目、畑。

面積、50,226㎡の内4,431.67㎡。

事業計画の名称、育成牛舎、堆肥盤整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成牛舎567㎡、堆肥盤291.60㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由は、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第11号、番号3について報告を致します。

8月7日に事務局より調査の依頼があり、8月14日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事とで現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の28ページから30ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農業を営むXXXXXXXXXXさんがXXXXXXXXXXさんの土地に、農業用施設を整備するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しています。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては、妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

区分、用途区分変更。

地番、字西熊牛原野西2線67番地1。

現況地目、畑。

面積、79,815㎡の内9,110.88㎡。

事業計画の名称、酪農舎、堆肥舎建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、酪農舎1,468.98㎡、堆肥舎369.18㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第11号、番号4について報告を致します。

8月11日に事務局より調査の依頼があり、8月17日に渡邊委員、熊谷委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の31ページから33ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農業を営むXXXXXXXXXXさんがXXXXXXXXXXさんの所有地に、農業用施設を整

備するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしています。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては、妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第11号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第12号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

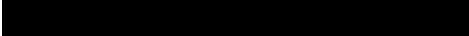
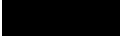
○農地係長（小幡裕也君） はい。

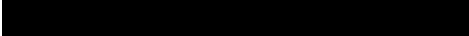
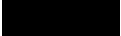
議案第12号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線12-7。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、171㎡外2筆、合計面積9,101㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は、相手方要望、譲受人は、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で195,000円となっております。

世帯員又は構成員、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1, 515, 237㎡うち借入地920, 951㎡。
経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第12号、番号1について報告致します。

8月13日に事務局より調査依頼があり、8月16日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■さんは相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは粗飼料確保のため、今回の申請となりました。

■■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、■■■■さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第12号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第13号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容4件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第13号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり4件であります。

番号1。

所有者、■■■■、■■■■さん。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野58の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,431.67㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画は、農振農用地区域。

契約内容は、使用貸借。

転用目的は、育成牛舎、堆肥盤の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

育成牛舎、567㎡。

堆肥盤、291.60㎡。

作業スペース、3,573.07㎡。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員となっております。

調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第13号、番号1について報告いたします。

8月7日に事務局より調査の依頼があり、8月14日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の28ページから30ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、[]で営農をしている[]さんで、貸主の[]さんの土地で、農業用施設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野60線149-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,344.17㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、バンカーサイロ、スタックの設置。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

バンカーサイロ、2,340㎡。

スタック、975㎡。

作業スペース、4,029.17㎡。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員、平山委員となっております。

調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第13号、番号2について報告いたします。

8月7日に事務局より調査の依頼があり、8月14日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の25ページから27ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、[REDACTED]で営農をしている[REDACTED]さんで、貸主の[REDACTED]さんの土地で、農業用施設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇西熊牛原野西2線67-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,110.88㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、酪農舎、堆肥舎の建設。

転用計画内容、期間は、許可日から永久。

酪農舎、1,648.98㎡。

堆肥舎、369.18㎡。

作業スペース、7,092.72㎡。

調査委員は、嶋中委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員となっております。

調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第13号、番号3について報告いたします。

8月11日に事務局より調査の依頼があり、8月17日に渡邊委員、熊谷委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の31ページから33ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXで営農をしているXXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地の、農業用施設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野20線10-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,828.40㎡外1筆、合計面積は19,884.23㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、火山灰土採取。

転用計画内容、期間、許可日から令和5年9月25日まで。

採取量105,604㎥。

事業費、13,799,000円。

調査委員は、嶋中委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第13号、番号4について報告いたします。

8月11日に事務局より調査の依頼があり、8月17日に渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の34ページから36ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、借主のXXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地で、火山灰土採取を目的とした、一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から、火山灰土採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用について問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第13号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第14号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第14号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第14号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、令和元年5月9日。

土地の所在、字オソツベツ106-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積44, 201㎡外12筆、合計面積は303, 607㎡です。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。
以上をもって、議案第14号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第15号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第15号、農用地利用集積計画の作成の要請について、
内容22件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長不藤君。

- 振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第15号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり22件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字クチョロ原野北19線40-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,266㎡外4筆、合計面積156,638㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月31日。

対価の支払期限、令和2年10月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、3,012,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字クチョロ原野北16線西17。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,289㎡外5筆、合計面積206,808㎡。

価格、4,439,000円となっております。

なお、番号1及び番号2につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線92-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、34,144㎡外1筆、合計面積57,194㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年8月31日。

対価の支払期限、令和2年10月30日。

土地の引渡し時期、対価の支払日。

価格、554,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

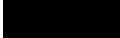
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（君復席）

続いて、番号4を議題と致します。

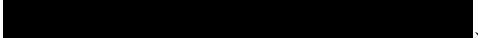
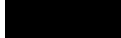
事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、、
さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線69-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、3,801㎡外3筆、合計面積36,488㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和22年8月30日まで。

土地の引渡し時期、令和2年8月31日。

金額、無償となっております。

番号4につきましては、渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

議案第15号、番号4について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査の依頼がありまして、8月15日に現地調査を行っております。利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[]さんは、相手方の要望により、借主の[]さんへ農地を貸付けするものです。

この使用貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字西熊牛原野15-11。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,238㎡外16筆、合計面積461,232.02㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間91,500円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては、嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第15号、番号5について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて、番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字上多和原野東1線83。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、5,251㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和2年8月31日から令和9年7月24日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、無償となっております。

番号6につきましては、熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷です。

議案第15号、番号6について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の■■■■さんは、後継者である、借主の■■■■さんに農地を貸付するものです。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて、番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字虹別原野419-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、39,172㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

土地の引渡時期は、令和2年8月31日。

金額、年間125,350円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号7につきましては、佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第15号、番号7について報告します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野58線95-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,611㎡外1筆、合計面積25,744㎡。

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間82,380円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第15号、番号8について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて、番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]
[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野61線85-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、48,053㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、無償となっております。

番号9につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第15号、番号9について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、経営合理化のため、借主の[]さんへ農地を貸付するものです。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

お諮り致します。

番号10から番号11まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号11まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線73-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15、106㎡外5筆、合計面積106、620㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間100,000円。

支払方法、毎年12月末日までに現金で支払うとなっております。

なお、番号11につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号10と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号11。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野11線東6-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,061㎡外2筆、合計面積43,574㎡。

金額、年間40,000円となっております。

番号10及び11につきましては、澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第15号、番号10及び11について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月16日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号11まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号12から番号13まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ212-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、257㎡外3筆、合計面積62,423㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間192,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号13につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号12と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ252-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,469㎡外1筆、合計面積20,000㎡。

金額、年間64,000円となっております。

番号12及び番号13につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 11番・高松君。

○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

議案第15号、番号12及び13について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のXXXXXXさん、XXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号13まで内容2件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号14から番号16まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号16まで内容3件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字中オソツベツ1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、2,647㎡外2筆、合計面積32,053㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間36,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号15、番号16につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号14と同じ

でありますので、説明を省略させていただきます。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ610の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、1,667㎡外3筆、合計面積39,281㎡。

金額は、年間125,699円。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字中オソツベツ1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、3,352㎡外4筆、合計面積59,817㎡。

金額、年間191,000円となっております。

番号14から番号16につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第15号、番号14から番号16について報告致します。

8月14日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[REDACTED]さんは、相手側の要望により農地を貸付けするものであります。

借主の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号16まで内容3件については原案可決されました。

続いて、番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字阿歴内原野174-1。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、43,714㎡外3筆、合計面積79,159㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間120,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号17につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・津野君。

○6番（津野 齊君） 6番・津野です。

議案第15号、番号17について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

お諮り致します。

番号18から番号19まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで内容2件を一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさんの相続人 XXXXXX

XXXXXXさん外 XXXXXX名。

土地の所在、字阿歴内原野北1線177-12の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,336㎡外1筆、合計面積28,223㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額、年間30,000円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号19につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号18と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内原野北1線179-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,248㎡外1筆、合計面積21,302㎡。

金額、年間30,000円となっております。

なお、番号18及び19につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 6番・津野君。

○6番(津野 齊君) 6番・津野です。

議案第15号、番号18及び番号19について報告致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第15号、番号20について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号20については原案可決されました。

続いて、番号21を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号21。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字片無去24-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,182㎡外1筆、合計面積41,975㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年8月31日から令和7年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和2年8月31日。

金額は、年間130,122円。

支払方法、毎年12月末日までに現金で支払うとなっております。

番号21については、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第15号、番号21について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[]さんは、相手方の要望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料確保するものです。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21については原案可決されました。

続いて、番号22を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号22。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字チャンベツ116-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、359㎡外81筆、合計面積841,978.81㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和2年9月1日から令和12年8月31日まで。

土地の引渡時期、令和2年9月1日。

金額、無償となっております。

番号22につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第15号、番号22について報告致します。

8月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、8月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[]さんは、後継者である借主の[]さんに農地を貸付けするものです。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号22については原案可決されました。

以上をもって、議案第15号、内容22件は原案可決されました。

◎議案第16号

○会長（佐藤徳市君） 日程第13。議案第16号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第16号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、綱紀粛正の徹底を図るため、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

議決を求める内容は別紙のとおりとなっております。

本議案につきましては、公的機関である農業委員として、その職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うこととなっております。

決議する内容につきましては、こちら別紙に記載してる内容のとおりとなっております。

読み上げますので、農業委員の皆様には、決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を

行っていくにあたり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものと致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。
 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
- 令和2年8月26日。

標茶町農業委員会。

なお、本申し合わせ決議は、毎年度総会にて決議し、継続して取り組んでいくものになります。本年においては、改選後の農業委員会として、改めて法令遵守の徹底を図っていくこととします。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上で事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第16号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第3回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第3回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

御苦労さまでした。

（午前11時57分閉会）